

総務大臣
野田聖子 殿

統計委員会委員長
西村清彦

諮問第112号の答申 家計調査の変更について

本委員会は、諮問第112号による家計調査の変更（平成30年1月分以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 承認の適否

平成29年12月26日付け総統消第265号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「家計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

2 理由等

本申請では、下表のとおり、本調査の集計事項のうち、家計収支編の公表時期を変更する計画である。

表

	公表に係る集計事項	変更案	現 行
印刷物	【月平均】 二人以上の世帯（全国） ・収入と支出	原則として、調査月の <u>翌々月上旬</u>	原則として、調査月の <u>翌月下旬</u>
	【四半期平均】 二人以上の世帯、総世帯及び単身世帯（全国） ・収入と支出	原則として、四半期の最終調査月の <u>翌々月上旬</u>	原則として、四半期の最終調査月の <u>翌々月中旬</u>
インターネットによる公表及び閲覧	【月平均、日平均】 二人以上の世帯（全国） ・収入と支出 ・品目別購入数量、支出金額等 ・日別支出 ・世帯属性別世帯分布（都市階級、地方、都道府県庁所在市別） ・収入と支出 ・品目別支出金額等 ・世帯属性別世帯分布	原則として、調査月の <u>翌々月上旬</u>	原則として、調査月の <u>翌月下旬</u>
	【四半期平均】 二人以上の世帯、総世帯及び単身世帯（全国） ・収入と支出 ・品目別購入数量、支出金額等（都市階級、地方、都道府県庁所在市別） ・品目別支出金額等	原則として、四半期の最終調査月の <u>翌々月上旬</u>	原則として、四半期の最終調査月の <u>翌々月中旬</u>

これについては、総務省が、世帯全体の消費動向と経済全体の消費変動を包括的に捉えることを目的とした新たな消費指数として「消費動向指数（C T I）」を開発し、平成 30 年 1 月分から提供を開始することと合わせ、本調査の集計結果を含め、家計消費に関連する統計を同時・一体的に公表することにより、消費動向のより正確な把握や総合的な分析が可能となると考えられることから、適当である。

なお、計画の変更により、一部の公表時期について繰下げになるものもあることから、今回の変更の趣旨及び効果について、十分な広報及び周知が必要であることを付言する。